

空襲被害者等援護法（仮称）の制定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成25年9月5日

提出者

15番 小美濃 安 弘

24番 橋 本 しげき

12番 内 山 さとこ

16番 近 藤 和 義

20番 山 本 あつし

23番 桑 津 昇太郎

武蔵野市議会議長 与 座 武 殿

空襲被害者等援護法（仮称）の制定を求める意見書

先の大戦から 68 年が経過した今日まで、空襲被害者や艦砲射撃、沖縄地上戦などでの民間人被害者への救済、補償はなく、放置されている一方で、軍人・軍属には戦後累計 52 兆円に上る国費で年金、恩給が支給されています。

また、先の大戦での空襲、艦砲射撃による甚大な被害は、約 200 都市を廃墟にし、被害は全国に及びました。東京に対する空襲は、終戦までに 122 回に及び、昭和 20 年 3 月 9 日深夜から 10 日にかけての大空襲では、全焼家屋約 26 万 7,000 戸、死者約 8 万 4,000 人に及んだとされています。焼夷弾による無差別爆撃で、烈風烈火の中を逃げ惑い、橋上や路上で折り重なるようにして窒息死したり、熱さに耐え切れず川に飛び込み、川面は溺死体で埋め尽くされるなどの惨状となりました。

多くの被害者は、この空襲で障害者となり、今も入退院を繰り返している人、両親、兄弟を亡くして孤児となり、路頭に放り出された人々など、筆舌に尽くせない悲惨な体験を引きずって今も生きています。被害者は高齢化し、「このままでは死ぬに死に切れない」と、孫子の代に戦争の惨禍を繰り返させない平和な日本を手渡そうと頑張っています。

国は、凄惨な空襲の実相を後世に伝える諸資料の積極的な管理や活用もせず、空襲被害の追跡調査や空襲死者、被害者数などの調査もせず放置し、空襲資料館すら設置していません。

国際的には、先進国の多くは軍人・軍属と民間人との区別なく等しく救済、補償されています。国会では、超党派の「議員連盟」が結成され、昨年 6 月 13 日に「立法案要綱」を確定し、多くの賛同が得られるよう国会内外で活動を進めています。

以上のことから、武蔵野市議会は、国会及び政府に対し、これらの課題を解決するために、空襲被害者等援護法（仮称）の制定をしていただきますよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 日

武蔵野市議会議長 与 座 武

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

あて